

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第8号）

の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準」を「別表第2の等級別基準職務表」に改める。

第9条第2項中「別表」を「別表第1」に、「100分の167.5」を「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第11条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

別表中「第7条」を「第7条第1項」に、「374,000」を「375,000」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条第2項関係）

等級別基準職務表

| 号給 | 基準となる職務 |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務 |

| | |
|---|---|
| 2 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務 |
| 3 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務 |
| 4 | 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務 |
| 5 | 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務 |
| 6 | 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務 |
| 7 | 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務 |

第2条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第11条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の改正規定(「別表」を「別表第1」に改める部分を除く。)及び第11条の改正規定 令和元年12月1日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、平成31年4月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市特定任期付職員の給与の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。